

平成25年度京都府中小事業者等エコ経営促進事業 補助金の募集について

中小企業者等の皆さまが実施する温室効果ガスの排出量削減のための施設整備を支援

補助対象事業者 一府内に事業所を有する以下の者一

○以下の(1)～(5)のいずれかに該当するもの

- (1)中小企業者（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定するもの）
- (2)有限責任事業団体（有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第2条に規定するもの）
- (3)社会福祉法人（常時使用する従業員の数が100人以下のもの）
- (4)医療法人（常時使用する従業員の数が300人以下のもの）
- (5)上記に準ずるもので、機構理事長が特に交付の必要があると認めるもの（学校法人、農業法人等）

※京都府地球温暖化対策条例等に基づく「特定事業者」については対象外となります。

※発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人、大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人は補助対象外となります。

補助対象事業 一府内の事業所において省エネ施設等を整備する事業及びこれに付随する事業一

整備
例

省エネ法によるトップランナー基準を満足するか、又はこれと同等以上の省エネ効率を有する次の機器等

▷熱源機器の省エネ化（冷暖房機器、給湯機器、工業用ボイラー等）

▷照明機器の省エネ化（インバータ型蛍光灯、LED蛍光灯等）

▷動力機器の省エネ化（工業用モーター、空調ファン等）・・・などの高効率な省エネ改修

補助要件（次の要件を全て満たすこと）

○京都版CO2排出量取引制度に参加し、クレジットの創出に取り組むこと

○事業の実施による温室効果ガス削減効果が20t-CO2/年以上

又は補助対象経費100万円あたりの温室効果ガス削減効果が4t-CO2/年以上であること

（原則として、機構が実施する省エネ診断等の受診結果により必要性が高いと判断されたものに限りです）

○平成26年2月末までに事業が完了すること

補助率及び補助金の上下限

補助対象経費の3分の1以内（上限10,000千円、下限1,000千円、1,000円未満の端数は切り捨て）
ただし、国等の他の補助金交付を受ける場合は、当該補助金額を除いた金額の3分の1以内

募集期間

平成25年4月15日(月)から6月14日(金)までの間に、補助金交付申請書を、下記の申し込み先まで郵送又は持参願います。〈郵送での申請の場合は当日必着〉

なお、補助金交付申請書は、推進機構又は京都府のホームページからダウンロードできます。

採択可否の決定

6月下旬に事業の採択可否を通知する予定です。

交付決定前に事業着手を行う場合は、あらかじめ事前着手届を提出いただくことで、

事業採択決定後に補助金の交付を受けることができます。（不採択の場合は補助金を受けられません。）

お申し込み・お問い合わせ

一般社団法人京都産業エコ・エネルギー推進機構

京都市右京区西京極豆田町2番地 京都工業会館2F

TEL 075-323-3840 FAX 075-323-3841

受付時間：午前9時～正午、午後1～5時（土・日・祝祭日を除く）

※ 本事業に関する問い合わせは機構の他、京都府 地球温暖化対策課（TEL 075-414-4708）でも受け付けます。